

第17期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議（第3回）議事録要旨

1 日 時 令和7年7月11日（金）10：30～12：00

2 会 場 オンライン（配信場所：茨城県庁11階1102共用会議室）

3 出席委員（50音順）

磯崎達也委員、稲葉一行委員、上田孝典委員、小田木真代委員、折笠修平委員、川野邊洋美委員、小林ひとみ委員、助川千夏委員、鈴木智里委員、長久保靜江委員、松橋義樹委員、森田理恵子委員

4 事務局

川和田由紀子総務企画部長、増子靖啓生涯学習課長、鈴木浩子就学前教育・家庭教育推進室長、熊田勝幸副参事、掛札眞平課長補佐（総括）他7名

5 内 容

- (1) 開会
- (2) 部長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 改選委員の紹介
- (5) 議事 上田孝典会長（議長）が議事を進行
- (6) 閉会

6 議事概要

(1) 第2回審議会の振り返り

第2回の協議内容を、議事録要旨に基づき事務局から説明

[委員] 意見なし

(2) 障害者の生涯学習について

国の現状と課題や、関係機関に期待される取組等を、資料に基づき事務局から説明

[委員]

社会教育施設において障害者が参加できるプログラムが減少しているのは、コロナ禍がありいろいろな取組が戻りきっていない状況があると思っています。また、県内でも公民館や市民センターといった生涯学習施設ではなく、自然体験活動ができるとか、誰でも体験活動が行えるような施設が減ってきてているという現実も原因に入ってくるとも思っています。

当事者の声が聞きたいということで、前回の審議会でヒアリングを入れていただきましたが、当事者の声だけでなく次に必要になってくるのが周りの人たちの意識改革だと思っています。私たちが学んでいかなければ、インクルーシブといったところに結びついでいかないのではないかと感じました。

[会長（議長）]

当事者だけでなく周りの環境整備も必要であるというご意見でしたが、私たちが「障害」という枠にはめているという側面もあるかと思います。一人一人困り感は違うわけで人によって様々だというインクルーシブな捉え方が、どういう風に地域の中で醸成していくのかというのは大事な視点だと思います。

[委員]

改めて国の資料を拝見していく中で、やはり障害のある方への学習支援ということを考えていくときに、具体的にこういう事業なりプログラムを行うという話と、もう一つは人材育成も含めた包括的な支援の仕組みづくりについて、その両方をしっかりとやっていかないと地域によって支援のクオリティに差がでてしまふというところがやはりネックなのかと思っています。どうしていけば両方一緒に進めて行けるのかというところの国の方針が正直あまり見えないと感じています。どこから手をつけていくかとか、どこが何を優先して担ってい

くのかというところの整理について、国レベルというよりも、茨城県でこれから進めていくというのであれば、県レベルで整理していくことが必要だと感じました。

[会長（議長）]

まさに県に求められている仕組みづくり、各市町村で具体的な取組につなげていくための仕組みづくりを県としてどのように組織的に行えるのかという、非常に重要な視点だと思います。ただ実際のところ、例えば専任の担当者の配置など、あまり県が市町村に指示をしていくというような性格のものではないと感じるので、県としてリーダーシップをとって仕組みづくりができるのかという辺りも含めてご意見等あればお願ひします。

[委員]

市町村行政の状況、職員数などによって、専任の職員を置くということは非常に難しい状況なのだと私自身は感じています。資料に福祉との連携が必要というところがあったかと思いますが、県の方では福祉との連携についてどういうことを具体的に考えているのかというところを、やはりある程度示していくことが必要なではないかと思います。ダイバーシティの観点からすると、障害自体がその方の個性なのだととらえられるような環境を作っていくことに尽力しているところでもあります。その方にとって何が必要であってそれをどのようにして生かしていくのかという視点を、特別支援学校を卒業した後に必要な環境を整えられるようなものを、盛り込んでいっていただければ大変ありがたいと思います。

[委員]

社会福祉協議会ではボランティア体験活動があります。社会福祉協議会では、子どもたちが夏休みに入る7月から8月にかけて、ボランティアの体験を各市町村で実施しています。日常生活の中、地域でどういう人たちがどういう生活をしているのかとか、どういう活動があるのかということを、子どものうちから自然な形で体験できるのではないかと思っています。

[会長（議長）]

事務局の方にお答えいただきたいのですが、教育行政と福祉部局との連携についてわかる範囲で構わないのをお答えいただきたいと思います。また、社会福祉協議会として、市町村でも県でも構いませんが、社会教育や生涯学習の教育行政と連携した事業や取組について少しご紹介いただけたらと思います。

[委員]

県社会福祉協議会としては教育庁との関わりがあるかというとそうでもないところです。市町村では、障害のある子のお母さんの語り場やサロンをやっているところもありますし、誰でも参加できるサロンを運営しているところや事業を行っているところもあります。例えば、シニア向けのeスポーツ事業を数年前から行っていますが、この事業は子どもから高齢者まで、障害があってもなくても参加できるというところがいいところです。

[会長（議長）]

やはり福祉と教育の接点は非常に大きいので、その辺りをどのようにつなげていくのかというところは課題としてあると思います。事務局の方としてはいかがでしょうか。

[事務局]

社会教育という部分では、今までに密接な連携があったという例は確かに少ないです。やはり、学校教育の中で青少年の健全育成に関しての連携が深いところです。例えば、ヤングケアラーの問題やいじめの問題などで福祉部局と連携をしていますし、就学前教育や家庭教育なども連携しています。また、生涯学習の観点でいえばボランティアなどもこれまであまり連携はなかったのですが、社会福祉協議会のボランティアと我々の生涯学習センターのボランティアで連携していくこと、生涯学習センター主催のボランティアコーディネーター連絡協議会に参加してもらうなど、少しずつ連携を深めるようになってきています。しかし、障害者に関する福祉の部分については部局との連携はまだ少し弱いところがあると思います。

[会長（議長）]

障害者の生涯学習を県として進めていくという上では、今後より連携を深めていきながらそれぞれが情報を持ち寄り、何かを生み出していくという体制を意識して取り組んでいただきたいと思うところです。

[委員]

情報を発信する側と受け止める側でギャップがあるということについて説明されましたが、現状どういう手法で情報提供しているかとか、広報の手段など誰向けにアプローチしているのかとか、チラシ、広報紙、Webなど具体的に教えていただきたいと思います。

[事務局]

情報提供の方法ですが、事業の広報になるので、主に各生涯学習センターで地域の方々にお知らせするような形になっています。主にホームページなどでお知らせするのに加えて、ホームページなどを見ることができない方もいるので、例えば、前期分、後期分と分けてチラシを配っています。配り先としては、地域の公民館や社会教育施設、市役所、場合によっては学校に配ったり、センターによっては地域の回覧板で地域の一戸一戸に回るようにお願いしたりするなど、なるべく幅広く皆様に行き渡るようにしているところです。

[会長（議長）]

前回ヒアリングのご報告の中でも、地域で様々な活動がある中でチラシを見ただけでは障害のある子が参加していいのかわからないとか、障害のある子に特化した事業は参加できるが、誰でも参加できるというような取組に対しては迷惑をかけるのではないかと二の足を踏んでしまう、情報の発信については誰でも参加できてこういう配慮があるという一言があるだけでも全然違うというお話があつたかと思います。

[委員]

皆さんのお話を聞かせていただいて思ったのですが、やはり茨城県独自の指針というのは大事で、県の指針がないと市町村としてすごく困るということがあると思います。市町村の審議会等にいろいろ出ているのですが、生涯学習などの審議会と、社会福祉、環境などの審議会では、同じような話をしているのに縦割りになっていて互いに共有していないということがあります。一緒にやればマンパワーも時間もお金もかけずに話が進むのに、それぞれのいいところを融合させられればいいのにと思うことがあります。

また今のお話ですが、チラシについては施設等に置いても手に取っていく方はあまりいないように思います。今は行政であってもSNS等を活用しています。完全に移行するのではなく、両輪として活用しながらいろいろな方に情報が届くような工夫をしていかないといけないと思いました。

[会長（議長）]

これまでいろいろな話題が出てきましたけれども、まず1つはそれを支える担い手としてのボランティアであるとか、サポートしていくようなサポーターであるとか、そういった人たちの人づくりというところでポイントがあったと思います。

それから先ほどもありましたように広報、宣伝のあり方です。もちろんSNSの活用なども含めてですが、どうやって本当に必要な方たちに、必要な情報を届けていくのかと。これは本当に行政全てに当てはまる課題で簡単な話ではないのですが、考えていかなくてはなりません。

また、場づくりというお話もありました。地域の中で障害のある方たちが継続的に学ぶ場や居場所、例えば東京などでは障害者青年学級みたいなものがいくつか非常に長い歴史をもって続いている。茨城県でも各市町村の公民館など身近なところでというのが理想ではあるのですが、例えば生涯学習センターのようなところで、特別支援学校を卒業した後の学びの場みたいなものを、月に一回でも用意していけないだろうかと個人的には考えているところです。そういう場を地域で用意していくということを、障害のあるなしに関わらず居場所づくりというのはいろいろな所で意識的に取り組まれているところだと思いますが、こういった観点も必要かと思います。

意識改革というご意見もございました。より広く周りの人たちが障害を受け入れていく、それを障害と位置づけるというよりは、むしろよりインクルーシブな形で、あるいは一人一人のダイバーシティという観点でも、少し意識を変えていくということが必要かと思います。そのための、啓発的なことも含めて地域社会の中で多くの人たちが触れる機会というのも社会教育、生涯学習で用意していく必要があるのだと思います。

そして行政間の連携です。他部局との連携、それから公民館等社会教育施設、市町村の社会福祉協議会とどういう風に連携体制を構築していくのかというところ、先ほどいろいろな審議会等で同じような議論がなされているというお話がありましたが、ワンストップで議論して実際に取り組めるという仕組みづくりもそのうちの一つだと思います。各部署でまずは窓口として担当するのは私だというような人をきちんと配置していくべきだと思います。専任である必要はないと思うのですがまず担当して、その人がやるということではなくてその人を窓口にしながら必要なところにつないでいくという仕組みを、県として各市町村あるいは各施設に伝えてい

くということもできると思います。とにかく、ワンストップで進めていける仕組みづくりを、特に県がリードして行っていくというところが課題になるかと思います。

[委員]

特別支援学校卒業後の学びという点で、居場所づくりという話があつたかと思います。一つの例ですが、ある特別支援学校の送迎を担っている会社が、保護者からの「卒業後の居場所づくり」についての要望を受け、そういう場を作ったという実例がございます。それからもう一つ、情報提供という部分です。特別支援学校就学に際し、地域とのつながりという部分で不安に感じている方もおられます。やはり、未就学児の保護者の方に情報を提供するという機会が、行政には必要になるのではないかと思っています。こういったものを整備していくことで、正しい理解につながっていくと感じております。

[会長（議長）]

そういう場が実際に県内にもあるということです。このようなモデル的な取組は、居場所づくりを広げていく上で非常に重要な事例になってくると感じました。また、子どもと地域のつながりが切れてしまうということについては、未就学児の場合は様々な健診の機会等行政との接点が必ずありますので、担当部局の中だけではなくどうサポートしていくのかというところで、生涯学習行政も地域とどのようにつなげて、あるいは継続的に地域の中で包摂していくのかという辺りでできることがあると感じました。

(3) 新生涯学習推進指針（令和8年度～令和11年度）について

現行指針策定の経緯や指針の位置づけ、新たな指針の方向性等を、資料に基づき事務局から説明

[会長（議長）]

今期重点的に協議をしている、2-(6)「お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供」についての文言を少し深く考えていただいて、ご意見をいただければと思います。現在、「ダイバーシティ」「障害者の生涯学習」「人権課題」という3つの項目立てになっていますが、これを4つや5つに増やす、あるいは減らすということも可能なのでしょうか。

[事務局]

現状3つで考えておりましたが、ご意見をいただいて増やすといった対応も可能でございます。

[会長（議長）]

項目を増やすことも可能ということですので、2-(6)「お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供」の文言に基づいて、項目立てと各項目についての施策の方向性を端的にまとめる、ということをこれから委員の皆さんに検討していただくことになります。

[委員]

生涯学習センターの調査研究でこのテーマを取り上げるというお話をあつたかと思います。特に障害のある方への生涯学習の支援というようなテーマで調査をやろうとすると、専門の研究者の方を委員としてお呼びするということだけでなく、おそらく今まで以上に例えば大学の特定の研究室などと連携して、県として調査研究を進めていくというぐらいの体制が必要になってくると思います。今までのテーマとは先行研究の積み重ねなども全然違うので、やり方は工夫した方がいいかなと思うところです。従来の調査研究のやり方で進めると、どこまで役立つ知見なりが得られるかというところが個人的には気になるところなので、その辺りも事務局の方で少しお考えいただければと思い発言させていただきました。

[会長（議長）]

生涯学習センターの方で、またその辺りも検討していただければと思います。指針づくりについて、次回の審議会が実質的には皆さまのご意見をいただきながら議論する最後の機会となりますので、それぞれでご意見等をまとめて考えていただければと思います。また、別途ご案内差し上げた文部科学省の資料ですけれども、委員の皆さんそれぞれのお立場で、具体的にどういう取組だったらできそなのかというのを落とし込んで、少しイメージしていただければということでお示しさせていただきました。この資料が全てではありませんが、社会教育行政あるいは生涯学習行政だけではなく、様々なファクターが連携しながら取組を進めているという事例もありますので、こういった取組を参考として見ていただければと思い少し紹介をさせていただきました。